

補 助 金 等 調 書

補助金等の名称	町外火葬施設使用料助成金			担当課	町民サービス課
交付根拠法令等	白糠町外火葬施設使用料助成金交付要綱			終 期	令和7年3月31日
補 助 事 業 者	個人			補助金等の分類	助成金
総合計画の施策 体系(行政目標)	施策分類	墓地・火葬場の整備	施策小分類	火葬場の管理	
	施策目的	安全で利便性の高い施設運営を維持するため、老朽化した施設を改修するとともに、適切な管理運営に努めます。			
事 業 の 概 要	(目的) 火葬場条例に規定する白糠斎場が使用できない場合において、白糠町外の火葬施設を使用する者に対し、その経済的負担の軽減を図るために交付する。				
	(対象) (1)故障、改修等により斎場が使用できない場合 (2)その他町長が、助成を行うことが適当と認める場合 (助成金額) 使用する町外火葬施設の使用料が、条例別表に規定する使用料を上回る場合に、その差額を交付するものとする。				

令和6年度 収入決算額(a)	令和6年度 支出決算額(b)	差し引き (a) - (b)	(a)収入のうち 町補助金額(c)	(c)のうち一般財源
0	0	0	0	0